徴収猶予 (期間延長) 申請書

令和 年 月 日

海南市長 神 出 政 巳 様

住所

氏名

電話

地方税法第15条の規定により下記のとおり徴収猶予 (期間延長) の申請をします。

		年度	科目または保険の種類	通知書番号	期別	納期限	税額または保険金額	i 督促	延滞金	計	備考	
徴	母								法律による金額			
徴収猶予	け											
独子	よう											
,				H.I	紙の	o 1	1.5 10					
(期間延長)	とする徴			別		(I) E	:おり					
	る											
長	徴											
	収金											
を	並	***************************************										
			合	計								
			予 (期間延長)		令和			目から		月間	1	
	を	受け	ようとする期間		令和	年	月 [まで				
延長)	する理由		うとする担保の種類							価格		
_			税額または保険金額	叔卬		延滞金	納期限	_		備考	円	
		回 1	沈領または沐陕金領	督促	5	些滞金 による金額	附別収	· 文		i)用 <i>-</i> 与		
		1 2			(左)手	による並領						
		3										
	т.	4			"			***************************************				
并	内 兑	4 5			"							
1 1	元 計	6			<i>"</i>					***************************************		
	画	7			" "					***************************************		
	_ 書	8			n				***************************************			
		9			II							
		10]]						
		11				IJ						
		12				II.						

現況申告書

住 所 (大理者) 氏名 (注意) 電話番号 (注意) 続柄 (注意) 記入事項以外に財産が判明した時は、予告なく財産を差押える場合があります	
供帯番号 氏名 電話番号	
代理者 住所 《注意》 記入事項以外に財産が判明した時は、予告なく財産を差押える場合があります	
住所 続柄 続柄 《注意》 記入事項以外に財産が判明した時は、予告なく財産を差押える場合があります	
b.T.	•
	パート
現金払い 銀行・農協 本店	
口座振込 金庫・連合会 支店・	出張所
(月分) (月分) (月分)	
直 円 円	円
近 現金払い 銀行・農協 本店 年会	
3 年金 ケ 口座振込 金庫・連合会 支店・	出張所
月 (月分) (月分) (月分)	
	円
入 ス ス ス ス ス ス ス ス ス	
状	出張所
(月分) (月分) (月分)	
н н	円
その他 現金払い 銀行・農協 本店	
「口座振込 金庫・連合会 支店・	出張所
(月分) (月分) (月分)	
н н	円
軽自動車以外の単名 標識番号 購入年	年
自家用車	年
自 家 用 車 車名 標識番号 購入年 税 万円 銀行・農協・金庫 本店・支足	
自 家 用 車 車名 標識番号 購入年 税 万円 銀行・農協・金庫 本店・支足	・出張所
納 自 家 用 車 車名 標識番号 購入年 税 義 務 者 預 金 等 万円 銀行・農協・金庫 本店・支足 万円 銀行・農協・金庫 本店・支足 銀行・農協・金庫 本店・支足 銀行・農協・金庫 本店・支足	・出張所
納 自 家 用 車 車名 標識番号 購入年 税 義 務 者 預 金 等 万円 銀行・農協・金庫 本店・支足 万円 銀行・農協・金庫 本店・支足 銀行・農協・金庫 本店・支足 銀行・農協・金庫 本店・支足	・出張所
前 車名 標識番号 購入年 が 万円 銀行・農協・金庫 本店・支足 務者 万円 銀行・農協・金庫 本店・支足 万円 銀行・農協・金庫 本店・支足 名表 海南市以外に所有する 土 地 無・有 (所在地) 賃貸 賃 の 不 動 産 家 屋 無・有 (所在地) 賃貸 賃	・出張所 ・出張所 ・出張所
納税 預金等 万円 銀行・農協・金庫 本店・支足銀行・農協・金庫 万円 銀行・農協・金庫 本店・支足銀行・農協・金庫 万円 銀行・農協・金庫 本店・支足銀行・農協・金庫 本店・支足名表 海南市以外に所有する 土地無・有(所在地)	·出張所 ·出張所 ·出張所 無·有

			[[])分)	1	(月分)		(月分)	
	家賃	(共益費含)			円	(円	(円
	食	費	(月	1分)	円	(月分)	円	(月分)	円
	医	療費	(月	分)	円	(月分)	円	(月分)	円
			現金払い 口座引落		1 3 4	銀行・ 金庫・		1 3			本店 支店・出張所
		電気		分)	ш		月分)		(月分)	
		ガス	現金払い		円	銀行・		<u>円</u>			本店
	光		口座引落)分)		金庫・ (連合会 月分)		(月分)	支店・出張所
	熱水費		現金払い		円	銀行・	農協	円			<u>円</u> 本店
		水道	口座引落			金庫・			·····	——————————————————————————————————————	支店・出張所
)分)	円	(月分)	円	(月分)	円
		ガソリン ・灯油等	現金払い 口座引落			銀行・ 金庫・					本店 支店・出張所
				分)	円	(月分)	円	(月分)	円
		信費	十十, 十二, 海底三十	見金払い	[] ;		銀行・	農協			本店
			 	□座引落 分)		(金庫・月分)	連合会	(月分)	支店・出張所
-	通				円			円	(71 71 7	円
直近	乪			見金払い 1座引落			銀行・ 金庫・	農協 連合会			本店 支店・出張所
3				分)	円	(月分)		(月分)	
ケ 月			子供等の日	千名	门			円			円
の	養育費等		住所	7,1					•••••	•••••	
支出				分)		(月分)		(月分)	
状					円	現金払い		<u>円</u> 銀行・月	豊協		<u>円</u> 本店
況		·個人年金	契約会社			口座引落		金庫・i			支店・出張所
	保険料		(月	分)	円	(月分)	円	(月分)	円
	損害・地震保険 料等		契約会社			現金払い 口座引落		銀行・原 金庫・i			本店 支店・出張所
			(月)分)		(月分)	亚	(月分)	文冶 * 田城州
				•	円			円			円
			返済内容 現金払い	<u> </u>	残	銀行・	万円・残		年		本店
	住	宅ローン	口座引落			垂直・					本店 支店・出張所
			(月	分)	円	(月分)	円	(月分)	円
			返済内容		残		万円・残	1 1	年		1 1
	白動	車購入等	現金払い			銀行・			***************************************		本店
		ローン	口座引落	1 /\ \		金庫・					支店・出張所
			(]分)	円	(月分)	円	(月分)	円
			返済内容		残		万円・残		年		
	銀行・消費者 金融 その他		現金払い 口座引落			銀行・ 金庫・					本店 支店・出張所
			***************************************	分)		亚 牌•	月分)		(月分)	× 泊 · 山 塚 別
					円			円			円
		その他									

上記内容に相違がないことを確認し、署名する。

令和 年 月 日

徴収猶予(期間延長)申請書の記入及び提出書類について

申請日、住所、氏名及び電話番号をご記入のうえ、押印してください。

徴収猶予 (期間延長) を受けようとする理由欄について

徴収猶予が適用される要件としては、地方税法第15条において以下のような規定がありますので、これらを参考にして具体的にご記入ください。

地方税法(徴収猶予の要件等)

第15条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基づき、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

- 1. 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- 2. 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、 又は負傷したとき。
- 3. 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき(注1)。
- 4. 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- 5. 前各号の一に該当する事実に類する事実があつたとき(注2)。

※注1、注2については、国税通則法基本通達第46条関係に以下のとおり定められています。

国税通則法基本通達

第46条関係(事業の休廃止)

11 この条第2項第3号の「事業を廃止し、又は休止した」とは、法令の規定等やむを得ない理由により、事業を廃止(転業したものを含む。)または休止したことをいうものとする。

(その他の事実)

- 12 この条第2項第5号の「前各号の一に該当する事実に類する事実」とは、おおむね次に掲げる事実をいう。
 - (1) 第1号および第2号に類するもの
 - イ 詐欺、横領等により財産を喪失したこと。
 - ロ 交通事故の損害賠償(使用者責任による場合を含む。)をしたこと。
 - ハ 公害の損害賠償をしたこと。
 - ニ 納税者の取引先等である債務者について、おおむね次に掲げる理由が生じたため、 その債務者に対する売掛債権等の回収が不能または著しく困難と認められること。
 - (イ) 居所不明または無財産になったこと。
 - (ロ) 事業の不振または失敗により休廃業に至ったこと。
 - (ハ) 企業担保権の実行手続の開始決定があったこと。
 - (二) 破産の宣告を受けたこと。
 - (ホ) 特別清算の開始決定があったこと。
 - (へ) 法律の定める整理手続によらないが、債権者集会の協議による債権整理の決 定があったこと。
 - (ト) 手形交換所において取引の停止処分を受けたこと。
 - (チ) 災害、盗難、詐欺、横領により財産の大部分の喪失があったこと。
 - (リ) 会社更生手続の開始があったこと。
 - (ヌ) 会社の整理の開始があったこと。
 - (ル) 和議の開始があったこと。
 - ホ 納税者と生計を一にする親族以外の者で、納税者の親族その他納税者の親族と同視 できる特殊の関係にある者が、病気にかかり、または負傷したこと。
 - (2) 第3号および第4号に類するもの
 - イ 納税者の経営する事業に労働争議があり、事業を継続できなかったこと。
 - ロ 下請企業である納税者が、親会社からの発注の減少等による影響を受けたこと。

ハ 納税者がやむを得ない理由により著しい損失(事業に関するものを除く。)を受け たこと。

提供しようとする担保欄について

徴収猶予する場合には猶予期間中における徴収金の確保を図るため、地方税法第16条の規定により原則として担保を徴取しなければならないことになっています。ただし、その猶予に係る金額が50万円以下である場合等、担保の提供がなくてもよい場合があります。また、担保の種類については以下のとおり定められていますので、これらを参考にしてご記入ください。

地方税法(担保の徴取)

- 第16条 地方団体の長は、第15条又は第15条の5の規定により徴収を猶予し、又は 差押財産の換価を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げる ものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が50万円以下である場合 又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 1. 国債及び地方債
- 2. 地方団体の長が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。) その他の有価証券
- 3. 土地
- 4. 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- 5. 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、 道路交通事業財団及び観光施設財団
- 6. 地方団体の長が確実と認める保証人の保証

申請に必要な書類

- 1. 直近の確定申告書とその申告にかかる収支内訳書の控、源泉徴収票等
- 2. 別紙現況申告書をご記入のうえ、その記入事項内容を証明するもの(預金通帳残高の 写し、領収書の写し等)
- 3. 診断書等の証明書